

# 東京2025世界陸上競技選手権大会の成功に向けた マラソン競技等に関する協定書

一般財団法人東京2025世界陸上財団（以下「甲」という。）及び一般財団法人東京マラソン財団（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## 第1条（目的）

本協定は、2025年に開催される東京2025世界陸上競技選手権大会（以下、「本大会」という。）の成功に向け、甲及び乙がそれぞれの資源及び実績等を活用し、運営や気運醸成等の取組を進め、さらにその成果を乙の事業に還元するとともに、陸上競技の普及・発展及び東京のプレゼンス向上につなげていくため、相互に連携・協力体制を構築することを目的とする。

## 第2条（連携事項）

甲及び乙は、以下の事項について、それぞれの担当部署を通じて相互に連携・協力を図るものとし、詳細については協議の上、別途合意するものとする。

- （1）本大会におけるマラソン競技の運営、警備及び輸送等に関する連携
- （2）本大会におけるボランティアに関する連携
- （3）本大会のPR活動に関する連携
- （4）本大会のレガシーの創出と継承に関する連携
- （5）その他、第1条の目的達成に向けた必要な連携

## 第3条（遵守事項）

甲及び乙は、本協定を遂行するにあたり、別紙1に定める事項を遵守するものとする。

## 第4条（有効期間）

本協定の有効期間は、締結日から2026年3月31日までとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。  
2024年3月28日

甲 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号  
一般財団法人東京2025世界陸上財団  
会 長 尾 縣 貢

乙 東京都江東区有明3-7-26有明フロンティアビルB棟8階  
一般財団法人東京マラソン財団  
理 事 長 早 野 忠 昭

## 別紙 1

### 第 1 条（解除）

甲及び乙は、相手方が故意又は重過失により本協定に違反したときは、相当の期間を定めた催告をし、当該期間を経過しても、違反が是正されない場合、本協定を解除することができる。

- 2 前項の規定に基づき、甲又は乙が本協定を解除したため相手方に損害が生じても、本協定を解除した当事者は、その賠償の責めを負わない。
- 3 甲及び乙は、第 1 項の規定により本協定を解除した場合、解除により生じた損害の賠償を、相手方に対して請求することができる。

### 第 2 条（参加者等の安全管理）

甲及び乙は、本大会の準備・運営に関し、参加者及び関係者等の安全確保に十分配慮するものとする。

- 2 前項に関して事故等が発生した場合、甲及び乙は、速やかに相手方に情報共有するとともに、各々の責任と費用負担において対応するものとする。

### 第 3 条（秘密情報の取扱い）

甲及び乙は、本協定の履行に際して知り得た個人情報や法人の秘密情報、公共の安全に支障を及ぼすおそれのある秘密情報（公開されたものを除く。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって厳に秘密として取り扱い、甲及び乙の書面による事前の承諾なく第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- 2 前項の秘密情報について、甲及び乙は、開示に係る書面による事前の承諾を得た第三者、本協定の履行のために知る必要のある必要最小限の自己の役員及び職員並びに弁護士、公認会計士等の外部専門家のみ（以下、総称して「情報開示先」という。）にこれを開示することができるものとし、情報開示先に開示した場合は、当該情報開示先に本協定に基づき自己が負うのと同等の義務を負わせ、かつ情報開示先の義務履行につき責任を負うものとする。
- 3 甲及び乙は、書面による相手方の承諾を得た場合を除いて、本協定の履行以外の目的に秘密情報を使用してはならないものとする。
- 4 甲及び乙は、相手方から受領した秘密情報について、法令等によりその開示を要求された場合、当該要求に基づく必要最小限の範囲においてのみ、当該秘密情報を開示することができるものとする。ただし、この場合、当該秘密情報を開示した者は、法令で許される限り、その事実を直ちに相手方に書面で通知するものとし、相手方の秘密情報の保護措置に合理的な範囲で協力するものとする。
- 5 甲及び乙は、自らの故意又は過失により各々が保有する秘密情報について漏えい等の事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。

### 第 4 条（個人情報の取扱い）

甲及び乙が本大会の準備・運営に際し取得した個人情報は、各々が保有する個人情報とする。

- 2 甲及び乙は、各々が保有する個人情報を、本大会の準備・運営を遂行する目的で、相互に共同して利用することができる。この際、甲及び乙は、共同して利用する個人情報の項目、甲及び乙において共同利用する旨、共同利用の目的及び当該個人情報の管理について

責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人（当該個人情報によって識別される特定の個人をいう。）が知ることができる措置を講じ、また、本人の同意の取得その他法令上必要な措置を講じるものとする。

- 3 甲及び乙は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取扱いについて、関係法令等を遵守し、適正に管理・運用を行う。
- 4 甲及び乙は、自らの故意又は過失により各々が保有する個人情報について漏えい等の事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- 5 甲及び乙の一方が、相手方の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該第三者の氏名及びその者に委託した個人情報の管理状況について、当該相手方に文書で報告する。
- 6 甲及び乙は、本事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、関連法令等に定められた保存期間に従い保管した後、適正に破棄する。

#### 第5条（アンブッシュ・マーケティング等の禁止）

甲及び乙は、相手方から事前に書面による承認を得た場合を除き、相手方が保有するエンブレム、ロゴ、スローガン、マスコット、グラフィックパターンその他の知的財産を使用してはならない。

- 2 甲及び乙は、相手方が有するマーケティング権利を尊重することとし、相手方から事前に書面による承認を得た場合を除き、本大会や東京マラソンをはじめとした相手方が主催するイベントと関連付けてはならず、かつ、そのように受け取られるおそれのある行為をしてはならない。

#### 第6条（権利義務の譲渡禁止）

甲及び乙は、相手方の書面による事前の承諾なく、第三者に対して、本協定上の地位を移転し、又は本協定により生ずる権利若しくは義務の全部若しくは一部を譲渡してはならない。

#### 第7条（名称等の変更）

甲又は乙の組織名称及び法人格等（以下「名称等」という。）に変更が生じる場合は、相手方にその旨を事前に通知することとし、当該通知を受けた甲又は乙がその内容を承諾の上、これを相手方に通知することにより、本協定に記載されている名称等を変更後の名称等に読み替えることができるものとする。

#### 第8条（協議）

本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

#### 第9条（準拠法、裁判管轄）

本協定は、日本国の法律に準拠して解釈されるものとし、本協定に関連して甲乙の間に生じた一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上